

意見書案第1号

新型コロナウイルスワクチン接種の安全かつ円滑な実施に向けた意見書

新型コロナウイルスワクチンの接種については、国主導のもと、都道府県の協力により、市町村において実施するものとされており、国は、今月から順次実施するとしている。

本市においては、昨年11月以降、新型コロナウイルスの感染が急速に拡大し、市民生活に深刻な影響を及ぼしている状況にあることから、ワクチン接種の安全かつスピーディーな実施に向けて全力で準備を進めているところである。

しかしながら、今回のワクチン接種は、短期間で全市民を対象とする一方で、アナフィラキシーショック等の副反応が生じた際の対応や、感染防止策を講じながら接種する必要があるなど、前例のないなかでの実施に課題も多く、医療機関との調整をはじめ、限られた医療資源の中でスピーディーに体制を構築していく必要があることから、ワクチン接種が安全かつ円滑に進められるか憂慮されるところである。

については、ワクチン接種の実施にあたり、国において、下記の事項に対し特段の措置を講じられることを強く求める。

記

- 1 円滑かつ迅速にワクチン接種が実施できるよう、現場で必要となる接種体制の構築に関する情報を速やかに提供すること。とりわけ副反応に関する情報を早急に明確化し、速やかに具体的な情報を共有すること。
- 2 ワクチン接種の有効性をはじめ、接種に関わる様々な情報を国民に対し具体的に周知・広報するとともに、副反応に関する国民の不安を解消し、安心して接種できるよう、自治体窓口等へ支援すること。また、国においては、一元的な相談窓口を設置するとともに、副反応による健康被害に対し、その原因調査と健康を取り戻すための支援についても積極的に行うこと。
- 3 ワクチン接種の実施にあたり、接種記録・予約等に係るシステム改修やコールセンターの設置など実際のワクチン接種に必要な費用とワクチン接種体制確保事業費国庫補

助金に乖離が生じ、地方の負担が生じることをないよう、国の責任において必要な措置を講じること。

- 4 ワクチン接種の実施については、医療機関における個別接種と集団接種の併用が検討されているが、診療所等における負担が大きく、個別接種の円滑な実施が懸念されることから、通常診療への影響等を考慮した協力金などにより、地域の実情に応じたワクチン接種体制が構築できるよう財政支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年2月10日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官 宛

長浜市議会議長